

「令和8年度こどもの意見表明等支援事業」業務委託企画提案募集要項

1 事業概要

(1) 委託業務名

「令和8年度こどもの意見表明等支援事業」

(2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 委託金額の上限

35,751,000円以内（消費税非課税）

※上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初予算案が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

(4) 実施方法

企画提案を募り、選考により1団体を決定し、委託事業として実施する。

(5) 企画提案の内容

「令和8年度こどもの意見表明等支援事業」業務委託仕様書のとおり

(6) 事業目的

児童相談所に一時保護されている児童、児童養護施設等に措置されている児童又はファミリーホームに委託されている児童等に対し、当該児童等の日常生活に関することや措置等について、自らの意見を表明する機会を保障し、もって、子どもの権利擁護を推進することを目的とする。

2 応募資格

事業を適切に実施できるもので、次の要件を全て満たす団体とする。

(1) 団体の本部又は事業所を有すること。

(2) 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有していること。

(3) 実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。

(4) 児童福祉に関する活動についての実績があること。

(5) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であること。

(6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

(7) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

(8) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

3 応募方法・応募期限

- (1) 応募書類は次のとおりとし、サイズはA4（A3折込み可）とする。
- (様式第1号)「令和8年度こどもの意見表明等支援事業」業務委託応募書
 - (様式第2号)団体目的等についての確認書
 - (様式第3号)団体に関する概要書
 - (様式第4号)企画提案書
 - (様式第5号)業務に要する経費見積書
 - (様式第6号)活動実績
- (2) 応募期限 令和8年2月27日（金）午後5時まで
- (3) 応募方法 持参、郵送、メール又はちば電子申請サービスの応募フォームによる応募（応募期限内必着）
- (4) 提出部数 持参又は郵送の場合 正本1部 副本6部（コピー可）
- (5) メール応募における注意事項
- ア 各書類の順番が（1）の順になるように、ファイル名の先頭に01～06等の番号を付した上で文書名をつけ、zipファイルにして送信すること。
 - イ 各様式の参考書類は、「06_【様式2参考資料】」等、番号の後に対応する様式番号が分かるように記載すること。
 - ウ ファイルのサイズが7MBを超える場合は県側で受信できないため、適宜分割し、送付すること。その際は、一通目の本文に合計送付数を記載し、件名にも何通目か分かるように記載すること。
また、メールの件名は「【プロポーザル応募資料】令和8年度こどもの意見表明等支援事業業務委託について」とすること。
 - エ 各文書のファイル形式は、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・jpgとすること。
ワード・エクセル・パワーポイントの場合、PCの環境によって見え方が異なる場合があることに留意すること。（1ファイルにつき、元のワード等ファイルとPDFに変換したファイルと両方を送ってもかまわない）
また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。
 - オ 応募後、事務局で確認次第、応募確認のメールを返信するため、県から連絡がない場合には、応募書類が届いているか県に確認すること。
- (6) ちば電子申請サービスの応募フォームによる応募における注意事項
- ア 各書類の順番が（1）の順になるように、ファイル名の先頭に01～06等の番号を付した上で文書名をつけて提出すること。
 - イ 各様式の参考書類は、「06_【様式2参考資料】」等、番号の後に対応する様式番号が分かるように記載すること。
 - ウ 各文書のファイル形式は、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・jpegとすること。

ワード・エクセル・パワーポイントの場合、PCの環境によって見え方が異なる場合があるため、PDFを推奨する（1ファイルにつき、元のワード等ファイルとPDFに変換したファイルと両方を送ってもかまわない）。

また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。

エ 応募後、県からの自動返信メールがない場合には、応募書類が届いているか県に確認すること。

4 質問受付及び回答

- (1) 受付期間 令和8年2月13日（金）午後5時まで
- (2) 質問先 「9 問い合わせ・提出先」のとおり
- (3) 質問方法 「質問書（様式1）」を用いて提出すること。
- (4) 回答期限 令和8年2月20日（金）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、千葉県ホームページに公表する。
なお、質問内容によっては、回答しないことがある。

5 選考方法等

- (1) 応募団体からの提案内容について、選考委員会において、以下の選考項目及び選考基準により、応募書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に審査を行い、委託候補先を決定する。
- (2) プrezentationは、次の日時等を予定している。
ア 日 時 令和8年3月13日（金）午後（予定）
イ 場 所 応募団体に別途通知
- (3) 一定の基準を満たさない場合、選考しない場合がある。
- (4) 選考委員会は非公開とし、内容の照会等には答えることができない。
- (5) 選考結果は、応募者全員にメールで通知する。

| 選考項目 | 選考基準 |
|--------|--|
| 企画提案内容 | 事業の趣旨を理解した提案となっているか |
| | 事業に関する専門的知見・技能を有し、それを生かした提案となっているか |
| | 実施計画は、実行可能性を十分に吟味されたものか |
| 業務遂行能力 | 事業を確実かつ適正に運営することが出来るか。そのための十分な人員、体制が整っているか |
| | 意見表明等支援員の確保・育成に関して、適切な方法、体制が整っているか |
| | 関係機関（児童相談所、児童福祉施設等）との連携がとれる事業者であるか |
| | 個人情報管理への対応・体制が整っているか |
| 所要経費 | 経費の算定根拠が明確に示されているか、合理的な内容である |

るか

6 契約

- (1) 受託者は、受託者が行う業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託事項の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ県の承認を得なければならない。
- (2) 契約の際、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則（昭和39年千葉県財務規則第13号の2）第99条の規定により、契約保証金（100分の10以上）を納付してもらう場合がある。

7 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為がある、事業の目的に照らして採用しえない提案内容である等、委員会が失格であると認めた場合

8 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写することがある。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがある。
- (5) この提案に要する経費は、全て提出者の負担とする。
- (6) 受託後の注意事項

ア 県は、本業務の実施状況について、必要に応じて受託者に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することがある。

イ 県は、受託者がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することがある。

ウ 本委託業務の実施に当たっては、県、千葉市、船橋市及び柏市（船橋市及び柏市は児童相談所を設置した月以降）と十分協議を行いながら、業務を遂行するものとする。なお、事業内容については、変更・

修正する場合がある。また、協議により県、千葉市、船橋市及び柏市（船橋市及び柏市は児童相談所を設置した月以降）から指示があった場合には、その指示に従い業務を実施する。

エ 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(7) 受託者は、事業実施計画を作成し県に提出することとし、県の承認を得てから事業を実施しなければならない。

9 問い合わせ・提出先

〒260-8667（住所省略可）

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室

TEL 043-223-2357

MAIL katei7@mz.pref.chiba.lg.jp